

◎新潟県告示第7号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定施術者等から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年1月8日

新潟県知事 花 角 英 世

氏名	所在地	変更事項	旧	新	変更年月日
五十嵐 三枝（あん摩・マッサージ）	上越市南高田町5-8	施術所	らいふマッサージ治療院	マッサージレイス治療院	平成30年10月18日